

ちがさき 暮らしの情報

◆申込欄に詳細がないものは問合へ(市役所は☎(82)1111)・来庁(来館・来所)で開庁(開館・開所)時間内に申し込み
明記のないものは
●持ち物はお問い合わせください ●費用は無料

凡例 ☎電話 ☒ファクス ☒電子メール ☒ホームページ
(☎・☒に局番がないものは、全て市内(0467))

働く時に知っておきたいハラスメント講座～良好な人間関係の作り方

日時 9月21日(土)9時30分～11時30分
場所 勤労市民会館
定員 20人(申込制(先着))
申込 8月15日(木)～9月20日(金)に☎で(勤労市民会館☒も可)
問合 勤労市民会館☎(88)1331

ビジネスアセッション～自分の考えを適切に伝える方法とは

日時 9月28日(土)9時30分～11時30分
場所 勤労市民会館
対象 勤労者、就職活動中の方20人(申込制(先着))
申込 8月15日(木)～9月27日(金)に☎で(勤労市民会館☒も可)
問合 勤労市民会館☎(88)1331

市名産品などの展示出品事業者

期間 10月1日(火)～2020年3月31日(火)
場所 市役所本庁舎市民ふれあいプラザ
対象 市内で生産・販売している事業者(申込制(抽選)。初出展の事業者を優先)
申込 8月30日(金)(必着)までに申込書(8月15日(木)～市役所産業振興課で配布。市☒で取得可)を、〒253-8686 茅ヶ崎市役所産業振興課へ郵送(☒sangyou@city.chigasaki.kanagawa.jpまたは持参可)
問合 産業振興課商工業振興担当

はかりの定期検査を実施 検査員が事業所や店舗を巡回

市では市域を2つに分け(市☒参照)、毎年交互にはかりの定期検査を実施しています。今年度は10月～11月頃に市の指定定期検査機関である県計量協会の検査員が、事業所や店舗を巡回して検査を行います。取引・証明ではかりを使用する事業を始められた場合は、市役所産業振興課までご連絡ください。

なお、計量士に直接依頼して検査を行う代検査を受検した場合は、産業振興課まで届出書をご提出ください。
問合 産業振興課商工業振興担当

テクノカルジウヨコハマ2020(工業技術・製品総合見本市)共同出展事業者

日時 2020年2月5日(水)～7日(金)10時～17時
場所 パシフィコ横浜(横浜市西区)
対象 市内、藤沢市、寒川町のいずれかに事業所があり、主に製造業を営む事業者または2市1町内に事業所を有し製造業を営む事業者で構成する団体12事業者(申込制(抽選))
申込 8月23日(金)までに申込書(市役所産業振興課で配布中。市☒で取得可)に必要事項を記入し、窓口へ持参
ほか 費用3万5000円(参加費)
問合 産業振興課商工業振興担当

2020年4月1日にパートタイム・有期雇用労働法が施行

同一企業内における正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規社員の不合理な待遇差をなくすことを

目的として、パートタイム・有期雇用労働法や施行規則、同一労働同一賃金ガイドライン(短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針)、パートタイム・有期雇用労働指針が施行されます(中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は、2021年4月1日～)。ご相談は特別窓口をご利用ください。

問合 神奈川労働局雇用環境・均等部指導課 ☎045(211)7380

防災・消防

全国瞬時警報システム(Jアラート)の試験放送を防災行政用無線などで実施

Jアラートは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムです。8月28日(水)11時ごろに、Jアラートが正常に作動するかを確認するため、市内全域の防災行政用無線・メール配信サービス・戸別受信機・防災ラジオで試験放送を実施します。放送は上りチャイムの後、「これは、Jアラートのテストです」を3回繰り返し、「こちらは、防災ちがさきです」と続き、下りチャイムが流れ終了します。なお、サイレン音の吹鳴は行いません。
問合 防災対策課防災担当

防火・防災管理新規講習

日時 9月26日(木)・27日(金)
場所 市役所分庁舎6階コミュニティホール
対象 防火・防災管理者として選任される予定の方140人(申込制(先着))
申込 8月20日(火)・21日(水)に申込書(市役所予防課で配布中。日本防火・防災協会☒で取得可)を県消防設備安全協会☎045(212)0971へ(持参可)
ほか 費用9500円
問合 県消防設備安全協会☎045(201)1908、予防課査察指導担当

広げよう救命の輪～普通救命講習会(救急法)心肺蘇生法、AEDの使用方法他

日時 9月29日(日)9時～12時
場所 鶴嶺公民館
対象 市内在住・在勤・在学中で中学生以上の方25人(申込制(先着))
申込 8月23日(金)～9月20日(金)に鶴嶺公民館☎(87)1103へ
ほか 受講者には修了証を発行
問合 消防指導課消防指導担当☎(85)4594

防火基準に適合安心の「適マーク」

「適マーク」は地上3階建て以上、収容人員30人以上のホテル・旅館などからの申請により、消防機関が審査し、防火安全に関する基準に適合した宿泊施設に交付されるものです。このマークを基準に宿泊施設を選ぶことで安心して施設を利用できます。
問合 予防課査察指導担当



採用

就学時健康診断補助の臨時職員(看護師)

人数 15人
対象 看護師または准看護師の免許を持つ方
待遇 時給1200円。10月17日(木)～11月29日(金)の平日12時30分～15時30分、週2～3日程度
申込 8月13日(火)～9月2日(月)に看護師免許証または准看護師免許証を本人が持参
問合 学務課保健給食担当

公立保育園臨時職員 ①保育士②施設スタッフ

対象 ①保育士資格を持つ方②資格不問
待遇 ①時給1120円(7時～8時、18時～19時は時給1170円)。勤務形態複数あり②時給1000円。1日5時間、週3日または5日勤務
採用 随時
申込 随時。申込書(市役所保育課で配布中。市☒で取得可)を本人が持参
ほか 随時選考(面接)を実施。詳細は市☒参照
問合 保育課管理整備担当

寄付(敬称略)

〈市へ〉▷茅ヶ崎グリーンライオンズクラブ=20万円▷サントリービバレッジサービス株式会社=13万1450円▷株式会社伊藤園=1万9222円▷株式会社ジャパンビバレッジホールディングス=3万2367円▷有限会社アポ木下薬局=車椅子▷有限会社茅ヶ崎バンテック=テレビ
〈社会福祉協議会へ〉▷つるみね東ボランティアセンター=1万2550円▷茅ヶ崎市大型店連絡協議会=4万円▷茅ヶ崎市ゴルフ協会=5万4000円▷ホル山下モー子=5000円▷匿名=1万円、3000円、2000円、2000円、2000円
〈市民活動げんき基金へ〉(4月1日～5月31日)▷有限会社ハスキー企画=計12回総額4万2900円▷湘南ヤクルト販売株式会社(茅ヶ崎市体育館設置自動販売機)=1万9190円▷春の市民まつり実行委員会(第35回春の市民まつり実行委員会企画「オリジナルKEEP LEFTプレート作成」)=1万7200円▷ガイドードリンク株式会社(小和田公民館設置自動販売機、鶴嶺東コミュニティセンター設置自動販売機)=3万19円▷特定非営利活動法人NPOサポートちがさき=計2回総額1万5594円▷錦織弘=1万▷益永律子=1万▷茅ヶ崎マルシェ(KIZUNA)=6500円▷歌声サロン「チーパッパ」=計2回総額6016円▷中根はる子=4600円▷KATE'S CAFE=3000円▷ロコ・キッチン=3000円▷しんちゃんのごはん屋さん=3000円▷なんどき牧場=3000円▷ミノノスキッチン=3000円▷重田扶美子=2500円▷BRANCH茅ヶ崎=計2回総額1703円▷春の市民まつり実行委員会(第35回春の市民まつり設置募金箱)=1160円▷平成30年度実施市民活動げんき基金補助事業・協働推進事業実施報告会設置募金箱=6587円

10月から 幼児教育・保育の無償化

子育て世帯の経済的な負担軽減を図るため、幼稚園・保育所・認定こども園などの利用料が無償化されます。

【子育て支援課子育て推進担当、保育課認定担当・保育推進担当】

対象 3歳～5歳の子ども

対象施設	保育の必要性	無償化上限額(月額)
認可保育所・認定こども園(保育所部分)・地域型保育事業	必要(手続き不要)	全額
私学助成幼稚園	不要	2万5700円
新制度移行幼稚園 認定こども園(幼稚園部分)		全額
幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の預かり保育	必要	1万1300円
認可外保育施設等(認可外保育施設・一時預かり・ファミリーサポートセンター・病児病後児保育)	必要	3万7000円
企業主導型保育施設	必要	各施設による

※ 0歳～2歳の子どもは、保育の必要性がある市民税非課税世帯が対象です。無償化上限額(月額)が異なる場合があります
※ 給食費や教材費、延長保育料、送迎費などは利用者負担です

保護者の方へ

保育の必要性がある方は、無償化の開始前に手続きが必要です。詳細は市☒や在籍する施設でご確認ください。

保育の必要性

保護者のいずれもが、就労・介護・出産・疾病などの理由で、月64時間以上児童を保育することが困難である旨(認可保育所の利用の要件と同等)の認定を受けることが必要です。認定申請書は市役所子育て支援課・保育課窓口、無償化の対象施設で配布しています(市☒で取得可)。



詳細は市☒で

〈新たに保育の必要性の認定手続きが必要な方〉

- ・幼稚園や認定こども園の預かり保育を利用する方
- ・認可保育所等を申請していない方で認可外保育施設等を利用する方

認可外保育施設 設置者の方へ

無償化の対象施設となるためには、児童福祉法に基づく認可外保育施設としての届出があることを前提としています。また、子ども・子育て支援法に基づく施設等利用給付を実施する観点から、対象施設であることの確認申請を市に行う必要があります。詳細は、市役所保育課保育推進担当へお問い合わせください。